第百五十七条第五項	第七十九条（第二項及び第三項を除く。）から第七十九条の三の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。
第百六十五条第五項	第七十九条（第二項及び第三項を除く。）から第七十九条の三の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。
第二百六十条第二項	第七十九条（第二項及び第三項を除く。）から第七十九条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。
第二百七十条の七第一項	同章（第七十九条第二項及び第三項を除く。）の規定中
	第七十九条から第七十九条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。
	第七十九条から第七十九条の四までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。
	同章の規定中
	第七十九条から第七十九条の四までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

2　内部格付手法採用行である銀行は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新銀行告示第七十九条の四に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新銀行告示第百五十七条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm／10）

Tmは、新銀行告示第七十九条の三第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項」と、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

3　前項の規定は、内部格付手法採用行である銀行が、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

（銀行における適格中央清算機関に係る経過措置）

第三条　当分の間、新銀行告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項及び附則第十四条において「旧銀行告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2　当分の間、新銀行告示第二百七十条の八の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧銀行告示第二百七十条の八の規定により算出するものとする。

（銀行持株会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第四条　当分の間、第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新持株告示」という。）第五十七条第二項及び第三項、第百三十五条第五項、第百四十三条第五項、第二百三十八条第二項並びに第二百四十八条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十七条第二項	標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合にあっては	標準的手法採用行は
第五十七条第三項	標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合において	標準的手法採用行が
第百三十五条第五項	第五十七条（第二項及び第三項を除く。）から第五十七条の三の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十七条から第五十七条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。
第百四十三条第五項	第五十七条（第二項及び第三項を除く。）から第五十七条の三の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十七条から第五十七条の四までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。